

小田原市役所支所設置条例の廃止及び小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則の一部改正について

1 条例廃止及び規則改正の背景

支所等住民窓口は、老朽化の著しいものもあり、施設の安全性を確保し、サービスを維持していくための財政負担が課題となっている中、そのあり方について検討を重ねてきました。

その結果、民間事業者（コンビニエンスストア及び郵便局）との業務連携による住民票等の交付サービス（※）の導入に併せて、施設の老朽化や利用状況等を考慮し、支所等住民窓口を現在の16か所から5か所に縮減することとしました。

これに伴い、小田原市役所支所設置条例の廃止及び小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則の一部改正をするものです。

※ 民間事業者との業務連携による住民票等の交付サービス

コンビニエンスストア（全国）	マイナンバーカードを利用し、店舗に設置されているマルチコピー機で交付
郵便局（10局） （小田原郵便局・小田原板橋郵便局・小田原早川郵便局・下曾我郵便局・曾我郵便局・小田原成田郵便局・根府川郵便局・国府津駅前郵便局・栢山駅前郵便局・酒匂郵便局）	市と郵便局に専用のファクシミリを設置し、郵便局の職員が受付・交付

2 内容

（1）小田原市役所支所設置条例

廃止

（2）小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則

連絡所に関する事項及びアークロード市民窓口以外の窓口コーナーに関する事項の削除

（3）存続窓口・廃止窓口

存続窓口	本庁戸籍住民課・マロニエ住民窓口・いずみ住民窓口・こゆるぎ住民窓口・アークロード市民窓口
廃止窓口	大窪支所・早川支所・豊川支所・上府中支所・下曾我支所・片浦支所・曾我支所・中央連絡所・国府津駅前窓口コーナー・酒匂窓口コーナー・桜井窓口コーナー

3 施行予定日

平成31年3月15日